

真和志庁舎業務用空調機冷媒ガス回収・破壊及び 室内機撤去業務委託仕様書

1. 目的

本仕様書は、真和志庁舎業務用空調機冷媒ガス回収・破壊及び室内機撤去業務委託（以下「本業務」という。）の仕様について定めたものである。

2. 履行期間

本業務の履行期間は、契約の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

3. 履行場所

所在地：真和志庁舎（那覇市寄宮 2－32－1）

4. 対象となる機器の詳細及び機器設置図面

【別表 1】及び【別表 2】のとおりとする。

なお【別表 2】の機器設置図面について、実際の現場状況を優先すること。

5. 業務着手前の提出書類

受注者は業務着手前に下記の書類を提出すること。

- (1) 冷媒フロン類取扱技術者資格証の写し
(下記 6(1)(3)を再委託する場合は再委託先の証明書を提出すること)
- (2) 業務着手から業務完了までの工程表（様式は問わない）
- (3) 作業員名簿（様式は問わない）
- (4) 下記 6(1)(3)を再委託する場合は再委託者通知書（第 8 号様式）
(再委託者通知書に明記された資料も添付すること)

6. 業務の内容

- (1) 受注者は、業務用空調機の冷媒ガスについて、関係法令に従い回収を実施すること。
- (2) 受注者は、回収後の冷媒ガスについて関係法令に従い破壊処理を実施すること。なお、冷媒ガスの破壊処理について、令和 7 年 3 月 31 日までに実施すること。
- (3) 受注者は、冷媒ガス回収後、室内機を撤去し、地上 1 階フロアへ集積すること。撤去作業時、必要に応じて空調ダクトを切断・除去しても構わないが、庁舎躯体への影響が最小限度となるように努めること。集積場所の詳細については契約後調整するものとする。
- (4) 現在庁舎閉鎖中のため、受注者は、業務着手前に発注者と日程調整を行うこと。なお、庁舎の電気及び水道について令和 7 年 1 月 31 日までの契約予定であるため、その点を考慮すること。
- (5) 受注者は、車両を利用する場合、発注者が指定する駐車スペースに駐車すること。なお、駐車スペースについては【別表 3】のとおりとする。
- (6) 業務の実施にあたっては、受注者は諸法令・法規を遵守し事故の防止

に万全の注意を払うこと。

7. 結果報告

業務終了後は速やかに冷媒ガスの回収証明書、破壊証明書及び室内機撤去作業時の写真を提出すること。報告後に発注者が行う検査の結果不合格となり、補正を命じられた場合、受注者は速やかに補正を行い、補正後は補正完了の報告を行い、発注者の再検査を受けるものとする。

8. 受注者の責任

受注者は、賠償責任保険等適切な保険に加入し、万一、次の各項の事故が生じたときは、受注者の責任において処理すること。

- (1) 第三者、発注者の職員及びその関係者、受注者の作業員の人身事故。
- (2) 作業車両等によるすべての車両事故。
- (3) 履行場所の敷地内通路の縁石、植栽及び建物とこれに付随する設備に損害を与える事故。
- (4) その他、受注者の管理責任に帰する事故。

9. 特記事項

本業務について、本仕様書に疑義がある事項は、発注者の指示を受け対処するものとする。